

第 21 期福島県内水面漁場管理委員会

第 10 回委員会議事録

- 1 日時 令和 6 年 2 月 2 日 (金) 14 時 00 分から 15 時 00 分まで
- 2 場所 コラッセふくしま 5 階 研修室 A (福島市三河南町 1 番 20 号)
- 3 出席者 (委員) 熊田純道 (ウェブ参加)、寺西博志  
中沢重一、坂内由夫、松本秀夫、  
長渡真弓、石井弓美子 (ウェブ参加)、  
三木志津帆 (ウェブ参加)
- (書記) 後藤勝彌 (水産課主幹)  
渡辺透 (水産課主任主査)  
鈴木翔太郎 (水産課副主査)  
伊藤裕子 (水産課技師)
- (県側) 山廻邊昭文 水産課長 (書記長)  
平田豊彦 水産事務所長  
山本達也 水産資源研究所長  
川田 暁 内水面水産試験場長
- 4 議事
- (1) 議案
- 議案第 1 号 遊漁規則変更認可 (内共第 10 号) について (諮問)
- 議案第 2 号 令和 6 年度目標増殖量について
- 議案第 3 号 コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について (協議)
- (2) 報告事項
- ア 漁業権に係る資源管理状況等の報告について (報告)
- イ 令和 5 年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について (報告)
- 5 会議
- (1) 開会  
後藤書記
- 定刻となりましたので、ただ今より第 21 期第 10 回福島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。  
委員の出席状況を御報告いたします。

本日は委員 10 人中 7 名の御出席と寺西委員からは遅れて出席する旨の御連絡をいただいております。

また、熊田委員、石井委員、三木委員におかれましては、ウェブで御参加となっており、福島県内水面漁場管理委員会運営規程第 3 条第 5 項の規定に基づく情報通信機器を活用しての御参加となります。

よって、本委員会は、漁業法第 173 条で準用する漁業法第 145 条第 1 項の規定により、定員の過半数をもちまして成立いたしますことを御報告申し上げます。

(2) 会長  
代理挨拶  
後藤書記

はじめに、松本会長代理より御挨拶をお願いします。

松本会長代理

本日、会長欠席のため会長代理である私より一言、御挨拶申し上げます。委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から福島県内水面漁業への御支援、御協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

前回の委員会では、内水面区画漁業権について御審議いただきましたが、こちらにつきましては、滞りなく 1 月 1 日に免許されました。委員の皆様におかれましては、長きにわたる御審議、御協力ありがとうございました。

さて、本日の委員会ですが、議案が 3 件、報告事項が 2 件予定されております。

議案につきましては、例年の目標増殖量及びコイヘルペスウイルス病に係る委員会指示に加え、遊漁規則変更認可に係る議案がございます。

委員の皆様から活発な意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

(3) 議長  
の選出  
後藤書記

続きまして、議長を選出いたします。

本日会長が欠席となりましたが、委員会運営規程第 3 条第 2 項及び漁業法施行令第 13 条第 2 項の規定により、「会長が欠けたときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。」こととなっておりますので、松本会長代理に議長をお願いしたいと思います。松本会長代理、よろしく願いいたします。

(4) 議事  
録署名人の  
選出

松本会長代理 議事に先立ちまして議事録署名人を選出いたします。議長指名とさせていただきます。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

松本会長代理 それでは、議事録署名人に熊田委員と長渡委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

(5) 議案

松本会長代理 それでは、議事に入ります。

議案第1号「遊漁規則変更認可（内共第10号）について（諮問）」を議題といたします。

本件に関して、知事より諮問されております。詳細について知事部局から説明願います。

山廻邊課長 はい、議長。水産課長。

松本会長代理 お願いいたします。

山廻邊課長 水産課長の山廻邊でございます。

議案第1号、遊漁規則変更認可（内共第10号）について（諮問）を御説明いたします。

資料1ページをお開きください。

令和6年1月22日付け5生流第3840号で知事から貴委員会へ諮問いたしました諮問文の写しでございます。

鮫川漁業協同組合から申請のあった内共第10号の遊漁規則の変更認可について、漁業法第170条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。

渡辺主任主査 はい、議長。

松本会長代理 お願いします。

渡辺主任主 水産課の渡辺です。議案第1号の内容について説明いたします。

査

同じく資料1ページ、「2 遊漁規則変更の内容及び理由」を御覧ください。(1)の変更の内容としましては、「ア 全魚種の竿釣及び投網に係る遊漁料の変更」及び「イ 現場加算額の変更」でございます。(2)の変更の理由としましては、漁協経営が厳しい中での物価高騰及び種苗費の値上げに対応するためでございます。

続いて、資料2ページをお開きください。

遊漁規則変更新旧対照表を示しております。左が変更案、右が現行となっております。変更部分に線を引いておりますが、第7条の現場加算額を500円から1,000円に、表中の竿釣の1日遊漁料及び年券並びに投網の年券を増額し、現行の竿釣り一般のただし書きのあゆ、やまめ及びいわな以外の魚種の遊漁料設定を削除するものです。また、次ページ附則にあるとおり、令和6年4月1日から適用するものです。

資料4ページをお開きください。遊漁規則変更認可に係る審査一覧を示しております。一番下の、遊漁料の額が適当であるかの審査については、審査の結果、資料5ページの遊漁規則認可基準を満たすことから「適」としております。遊漁規則認可基準は、貴委員会に協議の上、県が定めたものでございます。

併せて、別添資料としてお配りしておりますA3サイズの1枚紙、議案第1号関係資料(関係者限り)を御覧ください。左側が遊漁規則認可基準に基づく審査内容の一覧でございます。

「認可基準1 遊漁を不当に制限しないものであること、組合員と遊漁者との取扱いが公平なものであること」につきましては、今回の変更におきまして、変更点はありませんので、審査の対象外となります。

「認可基準2 遊漁料の額が妥当なものであること」のうち、「(1)遊漁料の増額改定は、組合運営の健全化を図るために、「ア 一般管理費の経費節減」、「イ 増殖事業の適正化」、「ウ 組合費の完全徴収」、「エ 遊漁料完全徴収のための方策」の改善が図られていること」とされております。右に記載した表の一番上から「増殖事業の適性化」、「組合費」にまとめておりますとおり、令和3年度及び令和4年度の過去2年間の決算書及び増殖実績に基づき審査し、目標増殖量達成率が100%以上で、賦課金の徴収率が1であることから「適」としております。また、「エ 遊漁料完全徴収のための方策」については、認可申請書の添付書類により、オンライン販売の徴収や広域監視員による全区域監視、ホームページによる遊漁券販売所の案内の方策を図るとされており、「適」としております。

「認可基準2(2) 増殖及び漁場管理費が遊漁料収入総額を上回っていること」についても、右の表「増殖及び漁場管理費」にまとめたとおり、過去2年間の決算書からどちらも増殖及び漁場管理費が遊漁料収入総額

を上回っていることを確認し、「適」としております。

「認可基準2(3) 同種漁業における現場加算額を除く遊漁料の額の範囲」について、遊漁料が組合費の130%以下でかつ現行遊漁料金の150%以下であることが条件となっておりますが、右の表「同種漁業の組合費」とその下の「値上げ率」でまとめておりますとおり、遊漁料が組合費の130%以下であり、かつ、値上げ率が150%以下でありましたので、「適」としております。

なお、ここでいう組合費は賦課金と行使料を合算した額となります。

「認可基準2(4) 1日利用料金が設けられていること」につきましては、設けられておりますので、「適」でございます。

「認可基準2(5) 1日利用料金は、同種漁業の年利用料金基本額の25%以下であること」につきましても、右の表の下から2番目の表「1日料金」でまとめておりますとおり、1日利用料金が年利用基本額の25%以下でありましたので「適」としております。

なお、年利用料金基本額は組合費の130%の額となります。

「認可基準2(6) 現場加算額の増額改定は、「2(1)イ 増殖事業の適性化」及び「エ 遊漁料完全徴収のための方策」の改善を行ったうえでも、なお必要とされる場合であること」につきましては、認可基準2(1)において、「適」であることを確認しておりますので、審査の対象外となります。

最後に、「認可基準2(7) 現場加算額は、1日利用料金を上回るものでないこと」につきましては、右の一番下の表「現場加算額」でまとめておりますとおり、1日利用料金が現場加算額を上回っているため、「適」としております。

以上、遊漁料の額が妥当なものであること審査項目について、いずれも「適」でありました。

資料4ページ、遊漁規則変更認可に係る審査一覧にお戻りください。中段より下程に記載されております水産業協同組合法に規定する総代会議決の手續も、適正になされていることを確認しております。

なお、今後の事務手続きの中で、遊漁規則変更案に対して文書法規上の軽微な修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。

内共第10号鮫川漁業協同組合の遊漁規則変更認可についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

松本会長代理

ありがとうございました。

ただ今、知事部局より説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございますか。

(寺西委員、入室)

中沢委員	はい。
松本会長代理	お願いします。
中沢委員	資料2ページ目の遊漁規則変更新旧対照表の下に各魚種や漁具・漁法で整理された表がありますが、竿釣りの欄の中で「一般（共通）」という記述があり、10,000 円の設定がされております。資料4ページ目の審査一覧の「変更内容」では、この「一般（共通）」が抜けております。また、「一般（共通）」はどのようなことを指しているのか教えていただけますか。
渡辺主任主査	はい、議長。
松本会長代理	お願いします。
渡辺主任主査	水産課の渡辺です。 まず、2ページの遊漁規則変更新旧対照表にあります「一般（共通）」は鮫川漁協と久慈川第一漁協の共通券であります。今回はこの共通券の変更は予定されておられません。よって、資料4ページの審査一覧の「変更内容」には変更した内容のみを記載しておりますので、ここでの「一般（共通）」の記載はございません。
松本会長代理	他にございませんか。 無いようですので、議案第1号「遊漁規則変更認可（内共第10号）」について（諮問）」をお諮りいたします。 諮問のとおり変更認可することに異議無い旨、答申することに賛成の方は挙手願います。
各委員	（委員4名中4名挙手、ウェブ参加委員3名中3名挙手）
松本会長代理	会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。 全会一致ですので、議案第1号「遊漁規則変更認可（内共第10号）」について（諮問）」を諮問のとおり認可することに異議無い旨、答申することといたします。 なお、答申につきましては、6ページ、答申文案の記の欄に「諮問のと

おり認可することに異議ありません」と記載して知事に答申することといたします。

次の議事に入ります。

議案第2号「令和6年度目標増殖量について」を議題といたします。これは、当委員会が決定するものですので、詳細について、事務局から説明をお願いします。

山廻邊書記  
長

はい、議長。内水面漁場管理委員会書記長。

松本会長代  
理

お願いします。

山廻邊書記  
長

内水面漁場管理委員会書記長の山廻邊です。

議案第2号「令和6年度目標増殖量について」御説明いたします。

資料7ページを御覧ください。

「1 目標増殖量の概要」ですが、「(1) 漁業権」とは、漁業法に基づき、県の免許により、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利となっております。

(2) 免許の要件について、漁業法168条により、第五種共同漁業権は、当該水面において増殖する場合でなければ、免許してはならない旨が規定されており、各漁業協同組合においては、増殖の義務が生じることとなっております。

(3) 目標増殖量とは、増殖、すなわち放流しなければならない数量を漁業協同組合に示すものであり、この内水面漁場管理委員会が決定し、公示するものとなっております。

本議案は令和6年度の目標増殖量を定めるもので、内容の詳細につきましては、担当から説明させます。御審議の程、よろしく願いいたします。

渡辺書記

はい、議長。

松本会長代  
理

お願いします。

渡辺書記

内水面漁場管理委員会書記の渡辺です。

それでは、議案第2号「令和6年度目標増殖量について」御説明いたします。

資料7ページ「2 県内合計増殖実績」に平成24年度から令和4年度

の魚種別の増殖実績及び令和4年度の目標増殖量達成率を示しています。後ほど報告事項ア「漁業権に係る資源管理状況等の報告について」でも御説明します。

続いて、資料8ページ、令和6年度目標増殖量（事務局案）をお開きください。

1の表1、目標増殖量変更の経過ですが、平成19年度に漁協経営の悪化を受け全魚種の目標増殖量を平成16年度の70%としました。平成22年度には遊漁者の減少が顕著なあゆについて、平成16年度の50%としました。平成26年度は、震災後ということもあり、大きく見直す状況ではないため、漁業権切替に伴う漁場調査に基づき、限定的な見直しを行いました。直近では、令和5年度に、組合員数及び遊漁者の減少に伴う漁協経営の悪化を受け、こい及びふなの目標増殖量を平成26年度の50%、ます類を60%、うなぎ及びうぐいを40%としました。

表2に、魚種別の目標増殖量の数量の見直しの経過をお示しております。

続いて、資料9ページを御覧ください。2に「令和6年度目標増殖量の設定に係る基本方針」を示しております。これまでの経緯と、令和5年度における目標増殖量の減量を踏まえ、令和6年度の目標増殖量の設定につきましては、令和5年度の漁業権切替の対応のみとし、令和4年度の内水面水産試験場による漁場調査で算出された漁場及び魚種ごとの有効放流量を目標増殖量の上限とします。

令和5年度からの具体的な変更点は3点あり、(1) 令和5年度の内水面共同漁業権切替に伴い削除された魚種の目標増殖量の削除、(2) 令和5年度の内水面共同漁業権切替に伴い追加された魚種の目標増殖量の新設、(3) 漁業権切替に伴う漁場調査により算出された有効放流量に伴う目標増殖量の変更となります。

資料10ページをお開きください。令和6年度目標増殖量変更点（案）をお示しております。左から順に、対象、免許番号、漁業権対象魚種、漁協増殖計画書における放流計画量、有効放流量、令和6年度目標増殖量（案）、令和5年度目標増殖量を記載しております。

一番左側一番上の対象(1) 漁業権切替に伴い削除された魚種の目標増殖量の削除するものは、内共第13号のうなぎ、内共第15号のうぐい及びうなぎ、内共第16号のうぐい及びうなぎ、内共第18号のあゆ及びわかさぎ、内共第20号のこい、内共第21号ふな及びあゆとなります。

次に(2) 漁業権切替に伴い追加された魚種の目標増殖量の新設について御説明いたします。

内共第1号のもくずがにについて、漁協からの増殖計画書において20,000尾相当で計画されましたが、有効放流量は1,450尾でありましたので、令和6年度の目標増殖量は1,450尾といたします。

次に、内共第4号のもくずがについて、漁協からの増殖計画書において40,000尾相当で計画されましたが、有効放流量は1,974尾でありましたので、令和6年度の目標増殖量は1,970尾といたします。

次に、内共第4号のかわえびについて、漁協からの増殖計画書において20kgで計画されましたが、有効放流量は19kgでありましたので、令和6年度の目標増殖量は19kgといたします。

次に、内共第6号のうなぎについて、有効放流量は6kgですが、漁協からの増殖計画書において2kgで計画されました。目標増殖量を2kgとした場合、有効放流量に対する目標増殖量の割合がこの漁場の他魚種と同程度のため、令和6年度の目標増殖量は2kgといたします。

次に、内共第12号のうなぎについて、有効放流量は34kgですが、漁協からの増殖計画書において3kgで計画されました。目標増殖量を3kgとした場合、有効放流量に対する目標増殖量の割合が同漁場の他魚種と同程度のため、令和6年度の目標増殖量は3kgといたします。

最後に、内共第13号のわかさぎについて、有効放流量は4,688万粒ですが、漁協からの増殖計画書において1,200万粒で計画されました。目標増殖量を1,200万粒とした場合、有効放流量に対する目標増殖量の割合が同漁場の他魚種と同程度のため、令和6年度の目標増殖量は計画書のとおり1,200万粒といたします。

次に、(3) 漁業権切替に伴う漁場調査により算出された有効放流量に伴う目標増殖量の変更についてです。

内共第3号のわかさぎは、令和6年度の目標増殖量を、令和5年度の目標増殖量70万粒から、有効放流量の5万粒に減量いたします。同様に、内共第6号のうぐいすは、2,360尾から1,820尾に、内共第11号のわかさぎは、700万粒から303万粒に、内共第12号のあゆは、750kgから674kgに、内共第19号のあゆは、1,337kgから1,189kgに減量いたします。

以上が、令和5年度からの変更点になります。

資料11ページを御覧ください。令和6年度目標増殖量(案)をお示ししております。

先程御説明いたしました変更点以外は、令和5年度目標増殖量と同じ数量となっております。

資料9ページにお戻りください。「5 目標増殖量の公示方法」ですが、昨年度までは毎年県報に登載し告示しておりましたが、水産庁の技術的助言に従い、令和6年度目標増殖量は、インターネットによる公示をいたします。

なお、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、事務局に一任いただきたいと思います。

説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

松本会長代理	ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、委員から御質問、御意見はございますか。
石井委員	はい。
松本会長代理	お願いします。
石井委員	有効放流量に関してですが、どのような調査でこの値を出しているのか教えていただけますか？
渡辺書記	はい、議長。
松本会長代理	お願いします。
渡辺書記	有効放流量につきましては、「各漁業権漁場の適地面積×魚種ごとにある放流基準」により有効放流量を算出しております。適地面積の調査方法につきましては、内水面試験場長からお願いします。
川田場長	はい、議長。
松本会長代理	お願いします。
川田場長	適地面積につきましては、まず、河川の形状を分類し、どの魚種に適しているか評価します。次に、川底など河川の状態を評価します。たとえば、川底がアーマード化してしまっている場合や、河川工事の仕方によっては、不適地として評価します。従って、河川工事等が進めば、適地面積は小さくなっていく構造となっております。このような評価方法を用いて、現地調査を実施し、適地面積を算出しております。
松本会長代理	よろしいでしょうか。
石井委員	適地面積と現地調査により有効放流量が算出されている旨分かりました。
松本会長代理	他にございませんか。

理 無いようですので、議案第2号「令和6年度目標増殖量について」をお諮りいたします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

各委員 (委員4名中4名挙手、ウェブ参加委員3名中3名挙手)

松本会長代理 会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。  
理 全会一致ですので、議案第2号「令和6年度目標増殖量について」を原案のとおり決定しました。

なお、本決定につきまして、インターネットによる方法により内水面漁場管理委員会のホームページに掲載するとともに、関係者に通知することといたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第3号「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について（協議）」を議題といたします。詳細については、事務局から説明願います。

渡辺書記 はい、議長。

松本会長代理 お願いします。  
理

渡辺書記 書記の渡辺です。

議案第3号「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について」説明いたします。

これよりコイヘルペスウイルス病を「KHV病」と省略して説明いたします。

資料12ページをお開きください。KHV病は、コイだけに感染し、死亡率が高く、養殖業等に多大な被害をもたらすため、持続的養殖生産確保法に基づく特定疾病に指定されております。

「2 全国及び県内におけるKHV病の発生状況」ですが、図1に全国の発生状況を示しています。平成15年11月に茨城県で発見され、平成16年には910件と多くの発生が見られました。その後の発生件数は減少傾向で、令和4年は13件となっています。

県内の発生状況について、図2を御覧下さい。本県におきましては、平成16年に阿武隈川及び釣り堀において発生が確認されました。そのため、平成16年7月9日付けで、当委員会は、阿武隈川本支流についてのコイの持ち出し禁止、公共用水面等への放流の制限、遺棄の禁止について指示

を発動し、現在まで継続しております。

その後、県内における発生件数は、平成17年をピークに減少し、平成21年以降は、平成30年の1件を除き、令和4年まで確認されていません。

次に、「3 コイの内水面養殖業収穫量」についてですが、図3を御覧ください。平成14年から令和4年までのコイの全国及び本県内水面養殖業収穫量を示しており、面グラフで表しているものが全国の収穫量、棒グラフが福島県、茨城県、群馬県をそれぞれ示しております。

福島県は、平成14年、15年は茨城に次いで全国2位でしたが、平成16年のKHV病発生以降、平成21年まで福島県が全国1位でした。近年、再び茨城県が全国1位になり、次いで福島県となっておりますが、全国有数のこい養殖業の県であることがわかります。

最後に、「4 既発生水域について」ですが、国のコイヘルペスウイルス病防疫指針において、既にKHV病が発生した水域を既発生水域と位置付けており、福島県では、阿武隈川水系を既発生水域に指定しています。また、国の指針においては、既発生水域を解除する要件が示されていません。

事務局としましては、引き続きまん延防止のため、KHV病に関する委員会指示の継続が必要であると考えております。

資料13ページを御覧ください。委員会指示と、指示に基づく水域の指定に関する告示の原案を示しております。指示の内容は、「1 持ち出し禁止」、「2 放流の制限」、「3 遺棄の禁止」、4には、試験研究の適用除外の内容を付しております。指示の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

なお、「1 持ち出しの禁止」の(二)に「委員会は、指定水域の範囲について速やかに告示するものとする。」と規定されているため、別に指定水域を定め、告示する必要があります。

資料下段に、指定水域を定める告示案を示しております。指定水域は、従来どおり「阿武隈川本流及び支流」としております。また、新たな水域において、KHV病が発生するなど、緊急に水域の指定が必要となった場合は、迅速な対応が求められることから水域の指定の追加については会長一任としてくださるようお願いいたします。

なお、指示及び指定水域の継続と本委員会に諮ることを阿武隈川の漁業権者である阿武隈川漁業協同組合と、南東北内水面養殖漁業協同組合に事前にお伝えし、「意見なし」の旨確認しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

松本会長代理

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、委員から御質問、御意見はございますか。

無いようですので、議案第3号「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について（協議）」をお諮りいたします。

ただ今、事務局から説明したとおり、委員会指示を1年間延長して発動することに賛成の方の挙手を求めます。

各委員 (委員4名中4名挙手、ウェブ参加委員3名中3名挙手)

松本会長代理 会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。

全会一致ですので、議案第3号「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について（協議）」を原案のとおり決定しました。

本決定につきましては、県報に登載するとともに、関係者に通知することとします。

また、今後、他水域へ感染の拡大が確認された場合、早急に対応する必要があるかと思いますので、新たな水域の指定につきましては、福島県内水面漁場管理委員会運営規程第12条第2項の規定に基づき、会長の専決事項として扱うこととしたいと存じますが、委員の皆様、御承知願います。

なお、新たに水域が指定された場合は、委員会で御報告いたします。

(6) 報告事項

松本会長代理 続きまして、報告事項に移ります。

報告事項ア「漁業権に係る資源管理状況等の報告について（報告）」です。知事部局より報告願います。

山廻邊課長 はい、議長。水産課長。

松本会長代理 お願いします。

山廻邊課長 「報告事項ア 漁業権に係る資源管理状況等の報告について」、報告いたします。

資料14ページをお開きください。令和6年1月26日付け5生流第3887号で、知事から貴委員会へ報告しております。

内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、よろしくお願いいたします。

渡辺主任主 はい、議長。

査

松本会長代  
理

お願いします。

渡辺主任主  
査

水産課の渡辺です。

資料 15 ページを御覧ください。今回の報告は、漁業法第 90 条第 1 項の規定に基づき漁業権者より報告のあった、漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について、漁業法第 90 条第 2 項及び漁業法施行規則第 28 条第 3 項に基づき、知事から貴委員会へ報告するものです。

資料中段の「3 報告方法」に沿って、書面により内水面共同漁業権と内水面区画漁業権の漁業権者より報告を受けました。

なお、報告の対象期間は、内水面共同漁業権は令和 4 事業年度、内水面区画漁業権は令和 4 年の 1 年間となります。従いまして、令和 5 年度の漁業権切替以前の漁業権漁場と漁業権者となります。

「4 報告結果」ですが、別紙 1 から 4 に示しております。

資料 16 ページをお開きください。まず、別紙 1 に内水面共同漁業権における資源管理状況等の取組み一覧を示しております。表の左から免許番号、漁業権者となる漁協名、漁業権の行使の状況として組合員数と漁業権行使の有無、資源管理状況等に関する目標増殖量の達成状況と主な取組みを示しています。漁業権の行使については、28 漁場のうち 13 漁場において、出荷制限の指示など東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による漁場利用の制限がありました。

次に、目標増殖量の達成状況については、28 漁場のうち 17 漁場で全魚種での目標増殖量達成ができておりませんでした。目標増殖量を達成出来なかった要因として、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故の影響、豪雨災害等の影響による増殖行為が困難なことと種苗の確保に困難があったとの報告を受けており、漁業権者の責めに帰する事由ではないことを確認しております。

増殖行為以外の取組みとして、漁場環境の整備や有害鳥獣対策、外来魚対策、地域参画などの取組みも実施されておりました。

資料 17 ページを御覧ください。別紙 2 になります。遊漁承認証販売枚数の令和 4 事業年度分となっております。漁業権者ごとの遊漁承認証販売実績を表に示しており、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により浜通り河川の多くで遊漁が再開されていない状況となっております。その一方で、福島県内の漁業権者の合計販売枚数は 131,460 枚と、震災後最多の枚数となりました。

続きまして、資料 18 ページをお開きください。別紙 3 目標増殖量に対する漁場別増殖実績で、平成 22 年度から令和 4 年度までの漁場・魚種ご

との増殖実績を表にして資料 21 ページまで示しております。

資料 21 ページをお開きください。下段に合計として福島県全体での魚種ごとの増殖実績を示しております。その一番右に福島県全体で目標増殖量あたりの達成率を示しています。こいとふな、うぐいの産卵場造成、ひめますとうなぎで達成率が 100% を下回り、あゆとうぐい、いわな、やまめで 100% を上回ったという状況でございました。

原子力災害や自然災害等の影響の見通しが立たない中ではありますが、令和 5 年度には目標増殖量の減量を実施しているため、今回の報告では、達成率が改善されるものと見込んでおります。各漁場・魚種ごとの放流実績の詳細については、後ほど御確認ください。

次に、内水面区画漁業権に関する報告について説明いたします。資料 22 ページをお開きください。別紙 4 生産状況の概要に、内水面区画漁業権における令和 4 年の生産状況を表にまとめたものを示しております。左から免許番号、漁場の区域、漁業の名称、取上数量、令和 5 年度の漁業権の切替状況を示しております。令和 4 年において、39 漁場のうち 18 漁場で取上数量の報告がありましたが、21 漁場で取上数量がゼロの報告でした。

なお、今回取上数量がなかったすべての漁場は、令和 5 年度の漁業権の切替で新たな免許がされていない漁場、もしくは、新たに別の漁業権者に免許されていることを申し添えます。

資料 14 ページにお戻りください。以上の説明を踏まえ、知事から貴委員会に対し下記に示すとおり、概ね適切かつ有効に活用されていることを確認し、各漁業権者に対する漁業法第 91 条第 1 項に規定に基づく指導の必要がない旨報告いたします。

以上で、報告事項アの説明を終わります。

松本会長代  
理

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、御質問、御意見等がありましたら発言願います。

御質問が無いようなので、ただ今の報告について、御承知願います。

続きまして、次の報告事項に移ります。

報告事項イ「令和 5 年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」です。事務局より報告願います。

鈴木書記

はい、議長。

松本会長代  
理

お願いします。

書記の鈴木です。

報告事項「令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」報告いたします。

資料の25ページをお開きください。今年度の全国内水面漁場管理委員会連合会は、令和元年度以降4年ぶりに対面の開催となり、令和5年11月1日に栃木県宇都宮市で開催されました。事務局から私が参加いたしました。

議事の内容について、抜粋して説明いたします。まず、中央省庁への提案活動に係る令和6年度提案項目(案)について議事がございました。

資料26ページを御覧ください。全国内水面漁場管理委員会連合会事務局より、提案項目作成にあたっての考え方として、「実効性のある提案」の方向性が示されまして、その上で、「1 要望すべき内容を精査するとともに、冗長な文章としない」、「2 個別の事案は盛り込まない」、「3 提案した結果に対する評価を行う」の3点に配慮して検討が進められました。

事務局より令和6年度提案項目案が示されました。提案項目案につきましては資料27ページから46ページまでに掲載しております。

令和6年度の提案項目は、令和5年度と同様、前書きの後に、Ⅰ外来魚対策について、Ⅱ鳥類による食害対策について、Ⅲ魚病対策について、Ⅳ河川湖沼の環境について、Ⅴ放射性物質による汚染対策について、Ⅵウナギの資源回復について、Ⅶ内水面漁場管理委員会制度の堅持について、の7項目とすることで議決されました。

なお、項目の順序の入れ替わりや文言の軽微な変更はありましたが、項目について変更はありません。

令和6年度提案項目(案)について、岩手県と千葉県から意見がございました。

資料47ページをお開きください。岩手県から「Ⅳ河川湖沼環境について」の項目に意見がありました。ダムにおける貧酸素水の放流やヘドロの堆積の影響の記載に対して具体例を示す提案がなされました。これについては、東日本ブロック以外の県でも具体例が挙げられる可能性があることから、他のブロック会議でも議論されることとなりました。

資料48ページを御覧ください。岩手県から「Ⅳ河川湖沼環境について」の項目に意見がありました。天然遡上アユに関する内容で、令和5年度の提案に対して、調査支援や技術開発を行うとの回答が農林水産省からあったことから、これを生かした記載にするよう提案がありました。これについては、特に意見等はございませんでした。

資料49ページをお開きください。岩手県から「Ⅴ放射性物質による汚染対策について」の項目に意見がありました。令和5年度の回答で環境省より「河川・湖沼は除染の対象外」と回答されたことを受けて、対

象外とした経緯やその科学的根拠を求めるような記載とする提案がございました。これにつきましては、福島県より福島県内の内水面関係団体から河川湖沼の除染の要望があることから、その旨を追記するよう岩手県の回答に対して提案しておりました。

これらの提案内容については、意見等はございませんでしたが、提出案の中にある「内水面漁業への影響は極めて小さいことについて周知する」という記載に対して、他県から実際に影響が出ていることを踏まえるべきではないかとの疑義がございました。これについては、他のブロック協議会での議論を踏まえて案を作成することとなりました。

資料 50 ページを御覧ください。千葉県からも「V放射性物質による汚染対策について」の項目に意見がありました。ALPS処理水に関する記述について、汚染対策の項目にあることで、「全国内水面漁場管理委員会連合会が、ALPS処理水を汚染水だと考えているようにとられかねない」ことからALPS処理水に関する記載については慎重に対応すべきとの提案がありました。

これについては、他県から同様な意見が出された一方で、ALPS処理水の問題に全国内水面漁場管理委員会連合会が注目しているという意思表示となるとの意見もございました。本議論については、他のブロック協議会でも議論されることとなり、事務局で対応することとなりました。

資料 51 ページをお開きください。令和6年度提案項目の取りまとめスケジュールを示しております。東日本ブロック協議会や他のブロック協議会での議論を経て、本年3月の漁場管理対策検討会で提案書案を策定し、同日の役員会において提案書案が審議されます。その後、令和6年5月開催の令和6年度通常総会において提案書案を議決し、6月又は7月に各省庁へ提案行動が実施される予定となっております。

資料 52 ページを御覧ください。全国内水面漁場管理委員会連合会第22期役員について、福島県のほか、岩手県、茨城県、東京都の4県が役員に選出されました。第22期は令和7年から令和10年の4年間となります。東日本ブロックから選出する役員は副会長1名、理事2名、監事1名となっております。役職については、今後、調整の上、令和6年度の東日本ブロック協議会で諮られます。

資料 53 ページをお開きください。次回、令和6年度の東日本ブロック協議会は山形県での開催が予定されております。

以上で報告を終わります。

松本会長代  
理

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、御質問、御意見等ありましたら御発言お願いいたします。

無いようですので、御案内しておりました議事はすべて終了いたしました。

た。

その他、何かございますか。

無いようですので、以上をもちまして、議長の任を終わらせていただき  
たいと思います。御協力ありがとうございました。

(7) 閉会

後藤書記

御審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第 21 期第 10 回福島県内水面漁場管理委員会を閉  
会いたします。

以上、議事録に相違ないことを証するため、署名・押印いたします。

令和6年3月29日

会長代理

松本秀夫



議事録署名人

熊田 託道



議事録署名人

長渡 真弓

